

第 22 号の 2 様式記載の手引

1 この申告書の用途等

この申告書は、2以上の市町村に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する法人が、豊橋市長（主たる事務所等の所在地の市町村長）に第20号様式、第20号の2様式の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出してください。

2 各欄の記載のしかた

* は留意事項

欄	記載のしかた
<p>1 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」</p>	<p>第20号様式の申告書に添付する場合は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める法人税の申告書の欄の金額を記載してください。</p> <p>(1) 別表1(1)を提出する法人 別表1(1)の10の欄の金額 （ただし、この①の欄の上段の（ ）内に記載された金額がある場合には、当該金額を加算した合計額を記載してください。以下(2)及び(3)においても同じです。）</p> <p>(2) 別表1(2)を提出する法人 別表1(2)の8の欄の金額</p> <p>(3) 別表1(3)を提出する法人 別表1(3)の8の欄の金額</p> <p>なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（別表1(1)の10の欄の上段に外書として記載された金額、別表1(2)の8の欄の上段に外書として記載された金額又は別表1(3)の8の欄の上段に外書として記載された金額）、リース特別控除戻税額（別表1(1)の5の欄、別表1(2)の5の欄又は別表1(3)の5の欄の金額）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1(1)の7の欄、別表1(2)の7の欄又は別表1(3)の7の欄の金額）の合計額を記載します。</p> <p>* 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</p>
<p>2 「試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額②」</p>	<p>第 20 号様式の申告書に添付する場合は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載してください。</p> <p>(1) 租税特別措置法第 42 条の 4 第 1 項（試験研究費の総額に係る税額控除）、第 2 項（特別試験研究費に係る税額控除）及び第 3 項（繰越税額控除限度超過額に係る税額控除）の規定の適用を受ける法人 法人税の明細書（別表 6(6)）の 27 の欄の金額</p> <p>(2) 租税特別措置法第 42 条の 4 第 6 項（中小企業者等の試験研究費に係る税額控除）又は第 7 項（繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除）の規定の適用を受ける法人 零</p> <p>(3) 租税特別措置法第 42 条の 4 第 9 項（試験研究費の増加等に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける法人（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6(8)）の 19 の欄の金額</p> <p>* 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</p>

<p>3 「国際戦略総合特別区域及び雇用者の数の増加に係る法人税額の特別控除額③」</p>	<p>第 20 号様式の申告書に添付する場合は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載してください。</p> <p>(1) 租税特別措置法第 42 条の 11 第 2 項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)及び第 3 項(繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける法人 法人税の明細書(別表 6(25))の 24 の欄の金額</p> <p>(2) 租税特別措置法第 42 条の 12 第 1 項(雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける法人(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表 6(26))の 12 の欄の金額</p> <p>* 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</p>
<p>4 「還付法人税額等の控除額④」</p>	<p>第 20 号様式の申告書に添付する場合に第 20 号様式別表 2 の 3 の⑤の計欄の金額を記載してください。</p> <p>* 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</p>
<p>5 「退職年金等積立金に係る法人税額⑤」</p>	<p>第 20 号様式及び第 20 号の 2 様式の申告書に添付する場合に法人税の申告(別表 19)の 12 の欄の金額を記載してください。</p> <p>* 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</p>
<p>6 「差引計⑥」</p>	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載 します。この場合において、1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満で あるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p> <p>(1) 第 20 号様式の申告書を提出する法人</p> <p>(イ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人 ①+②+③-④+⑤の金額</p> <p>(ロ) 連結法人及び連結法人であった法人 第 20 号様式別表 1 の⑧の欄の金額</p> <p>(2) 第 20 号の 2 様式の申告書を提出する法人 ⑤の欄の金額</p>
<p>7 「事務所又は事業所」</p>	<p>同一市町村内に所在する事務所等ごとに記載してください。</p>
<p>8 「分割基準及び分割課税標準額」</p>	<p>(1) 「従業者数」の欄は、同一市町村内に所在する事務所等ごとに記載し、同一市町村ごとに小計を付してください。</p> <p>この場合における従業者数とは、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間(以下「算定期間」といいます。)の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次の(イ)から(ハ)までに掲げる事務所等にあつては、それぞれ(イ)から(ハ)までに定める従業者の数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。)をいいます。</p> <p>(イ) 算定期間の中で新設された事務所等</p> $\text{算定期間の末日現在の従業者数} \times \frac{\text{新設された日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$ <p>(ロ) 算定期間の中で廃止された事務所等</p>

$$\frac{\text{廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}} \times \text{廃止された月の前月末現在の従業者数}$$

(ハ) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の 2 倍を超える事務所等

$$\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}$$

なお、月数の計算は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは切り上げてください。

(2) 「分割課税標準額」の欄は、次のように記載します。

(イ) ⑥の欄の金額を「合計」の欄の従業者の数で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に「従業者数」の欄の市町村ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載します。なお、従業者1人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者数の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨ててください。

(ロ) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。